

「計画通知」案件に関する業務について

令和6年11月1日に改正建築基準法が施行され（令和6年6月19日に改正建築基準法公布）、当改正により同法第18条で定める国、都道府県または建築主事を置く市町村の建築物（「計画通知」対象建築物）に対する審査・検査等は、指定確認検査機関でも実施することが可能となりました。

この改正を受けて、日本 ERI 株式会社では「計画通知」案件に関する業務を開始すべく、「確認検査業務規程」の改訂を行い、国の認可がされましたのでご案内申し上げます。


※「計画通知」の一連の手続きに関しては、確認審査・検査と概ね同様の手続きとなります。
なお、様式の一部が異なりますので、当社 HP 等でご確認いただければと思っております。

【現行】

○建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる。

| 建築主 | | 国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知 [※]) | 民間 (建築確認) |
|-----------|----------|---|--------------|
| 審査・検査等の主体 | 建築主事 | ○ | ○ |
| | 指定確認検査機関 | × | ○ |

※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。



【改正建築基準法施行後】

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

| 建築主 | | 国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知) | 民間 (建築確認) |
|-----------|----------|-----------------------------|--------------|
| 審査・検査等の主体 | 建築主事 | ○ | ○ |
| | 指定確認検査機関 | ○ | ○ |



※内閣府「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要」

※「**計画通知**」の手数料については「**確認検査業務手数料規程**」の「**確認の申請手数料**」を準用し、**特定工程工事終了通知・工事完了通知・仮使用認定申請においても同様に準用**します。

問い合わせ先

技術的なご相談については、各支店の担当者までお問合せ下さい。

日本 ERI (株) HP 事業所一覧

<https://www.j-eri.co.jp/siten/index.html>



日本 ERI (株) HP 計画通知

<https://www.j-eri.co.jp/gyoumu/kenchikukakuninkensa/index.html#breadcrumb>

